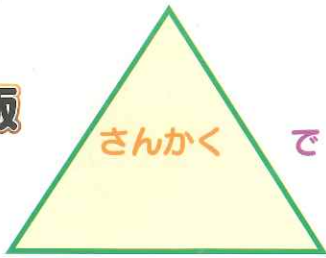


パートナー21

2007年版
第2号



さんかく

で

みんなの わ をつなごう!



特集

- 男女共同参画啓発冊子（パートナー21）第2号の発行にあたって ①
- 那珂川町男女共同参画都市宣言 ②
- 福岡県子育て応援宣言那珂川町第1号企業紹介
社会福祉法人那珂川福祉会介護老人保健施設 あじさい ③~④
- 男女共同参画宣言都市奨励事業をおこないました!! ⑤~⑦
- 平成17年度那珂川町男女共同参画プラン推進状況（一部抜粋） ⑧
- DVを防止する法律をご存知ですか? ⑨
- 男女共同参画クイズ ⑩

男女共同参画啓発冊子（パートナー21）第2号の発行にあたって

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みがなされています。

本町では、平成15年3月に「那珂川町男女共同参画プラン」策定、又平成17年4月には「那珂川町男女共同参画推進条例」を施行し、すべての住民が、一人ひとりの個性と能力によって主体的に生き方を選択でき、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面において、自分らしく、生き活きと暮らすことのできる男女共同参画のまちづくりを住民と行政が一体となって取り組んでおります。

今後もこのような啓発冊子を発行し、さまざまな男女共同参画推進のための情報や、行政の取り組みを町民の皆様提供していきたいと考えております。

昨年11月23日に「男女共同参画宣言都市」としての新たな出発を行ったところです。今後共男女共同参画社会の実現に向けて、協働のまちづくりに取り組んで参る所存です。なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成19年3月

那珂川町長
後藤良助

な か がわ まち だん じょ きょう どう さん かく と し せん げん 那珂川町男女共同参画都市宣言

わたしたちのまち なかがわ

せいりゅう みどり めく し ぜん れき し ゆた
清流と緑に恵まれた自然、歴史豊かなまち なかがわ

このまちで わたしたちは男女がお互いの人権を尊重し 個性と能力を活かし

しゃかい か てい せきにん にな い ころゆた
社会や家庭において ともに責任を担い ともに生き 心豊かなまちをめざし

ここに 『男女共同参画都市』 を宣言します。

- だんじょ こせい そんちょう
男女ともに個性が尊重され、すべての人が
じぶん い
「自分らしく」生きることができるまちをめざします。



- だんじょ しゃかい かつどう せいべつ
男女が社会で活動するにあたっては、性別による
こていきやくわりぶんぎょういしき
固定的役割分業意識にとらわれないまちをめざします。



- だんじょ しゃかい たいとう ごうせいいん ぶんや
男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に
さんかく きかい ひょうどう ほしょう
参画する機会が平等に保障されるまちをめざします。



- だんじょ かてい きょうりやく あ しゃかい しえん
男女が家庭において、協力し合うとともに社会の支援により、
かていない かつどう たいとう おこな
家庭内の活動が対等に行われるまちをめざします。



- だんじょ たが りかい ぶか いしけつてい ほめん
男女がお互いに理解を深め、意思決定の場面において
きもち そんちょう
それぞれの気持ちが尊重されるまちをめざします。



平成18年11月23日 那珂川町

※平成18年9月21日(木)町議会においても決議

福岡県子育て応援宣言那珂川町第1号企業紹介

福岡県では、企業・事業所の「子育て応援宣言登録制度」を実施しています。「子育て応援宣言登録制度」とは、男女従業員の子育てを支援するための具体的取り組みを、企業・事業所のトップに宣言してもらい、県が登録する制度です。

那珂川町では、8社の登録がなされています。（社会福祉法人那珂川福祉会介護老人保健施設あじさい、すみきーる(株)、マルワ産業、すばるメディア(株)、(株)HRK、(株)ヒロシヨク、社会福祉法人那珂川福祉会ねむのき、生涯介護付きマイホームこでまり）

(平成19年3月15日現在)

今回は、那珂川町で最初に宣言されました社会福祉法人那珂川福祉会介護老人保健施設あじさいでの取り組みをご紹介します。

那珂川町の自然が見渡せる介護老人保健施設あじさい

入院治療の必要はないが、リハビリなどに重点を置いた介護が必要な方で、要介護と認定された方にご利用いただいています。自宅から通いながら、専門的なケアや機能訓練を受けていただく「デイケア」と、施設で療養生活を送っていただく「入所サービス」があります。



あじさいでは、育児中の職員が安心して働けるように、平成17年6月から施設内に職員用託児所を設置し、有償（1日500円）で預かっています。現在、約18名の登録があり、職員の状況に応じて柔軟に運営を行っています。授乳中のお母さんには、30分の育児休暇を1日2回取得できる制度を設けています。

また、職員が育児休暇や育児休業をとりやすいように、人員の配置の配慮や、対象職員に声をかけるなどの職場環境づくりにも取り組んでいます。

託児中の様子



おやすみなさ～い



お友達にあえるし、楽しいよ！

職場の様子



わきあいあいと働いていま～す。



利用者さんと子ども達の交流も
おこなっています

ママやパパたちが安心して働けるようにと
つくった託児所ですが、ご利用者さまや、
私たちが子ども達に癒されて、元気をもら
っています。



理事長の秋田さん

会社名 社会福祉法人那珂川福社会介護老人保健施設あじさい
代表者名 理事長 秋田 裕子
設立 2002年1月1日
従業員数 約90人（女性 約70人、男性 約20人）

男女共同参画宣言都市奨励事業を行いました!!

男女がともに自分らしく輝いて生きるまち 「なかがわ」をめざして

那珂川町では、平成18年度、「男女共同参画宣言都市」として、積極的に取り組む姿勢を町内外に明らかにするとともに、町民と行政が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組む気運を広く醸成するため、実行委員会が企画・運営を行い、男女共同参画宣言都市奨励事業を実施しました。

<那珂川町男女共同参画宣言都市記念式典>

平成18年11月23日（木）に、内閣府・那珂川町の共催による「那珂川町男女共同参画宣言都市記念式典」をミリカローデン那珂川文化ホールで開催しました。町内外600名を超える皆様が一堂に会して、「都市宣言」を行いました。

オープニングアトラクション



子どもによる岩戸神楽



カントリーダンス



主催者挨拶



来賓あいさつ



内閣府より報告



町長と町民代表による都市宣言



樋口恵子さんによる記念講演



実行委員長あいさつ

ポスター・シンボルマーク・川柳紹介

男女共同参画宣言都市奨励事業では、男女共同参画の推進をはかるために、ポスター・シンボルマーク・川柳を募集しました。

ポスター



最優秀賞 堀江 豊 (広島県 廿日市)



男女共同参画 那珂川町

優秀賞 安達 光幸 (埼玉県 所沢市)

シンボルマーク



最優秀賞 駒井 瞭 (東大阪市)



優秀賞 下森 英喜 (滋賀県 大津市)



優秀賞 由比 貴資 (兵庫県 宝塚市)

川 柳

最優秀賞 赤星 良子 (那珂川町)

部長さん 今日はお茶の 当番です

優秀賞 西村 嘉浩 (神奈川県相模原市)

お互いに 違い認めて 支え合い

優秀賞 佐々木 龍夫 (京都府京都市)

活かします 男女の性より 人間性

特別賞 梅津 康治 (山形県上山市)

家事育児 見事な貴方に 惚れ直し



受賞された赤星さん

男女共同参画宣言都市奨励事業実行委員会の感想

実行委員長 山崎 美代子さん



宣言文の1番「男女ともに個性が尊重され、すべての人が「自分らしく」生きることができるまちを目指します。」が好きです。

企画・運営と、実行委員一人ひとりの参画により、11.23は成功したと思います。ありがとうございました。これを期に更なる住民啓発へ継がなければと思います。

みんなで作った宣言文、よかったね。男女が変わる、私が変わる、まちも変わる。
今日からチャレンジ、できるかな！



副実行委員長 山崎 満司さん

雨の中、多くの方が参加してくださった事に、とても感動しました。企画し、つくりあげていく楽しさを経験できて、みなさんからエンパワーメントをもらいました。



企画部長 池田 穂波さん



実行委員会の風景



広報部長 小森 眞理子さん

参加者の意見の一部を紹介します

- これからの私たちの生き方、指針をユーマアを交えてお話していただき大変役に立ちました。今までの概念を少しずつ変えなければいけない。素晴らしい記念講演をありがとうございました。
- 今回のテーマ、受講前後で男女感のイメージが大きく変わり、新しい世界に入ったようです。もっと大きく広くPRし、理解層を広げていく努力をして欲しい。
- 自分らしく最も輝ける場所と出番を探していきたい。

—平成17年度那珂川町男女共同参画プラン推進状況—

那珂川町では、毎年那珂川町男女共同参画プランの実施状況を審議会に提案し、審議を経て町民に公開しています。また概要版を作成し、町のホームページ等でも公開しています。

平成17年度推進状況報告書の一部を紹介します。

基本目標1 男女が平等な関係を学びあい、多様な生き方を選択できる教育と学習の場での意識づくり

性差別を助長することがないよう教育環境の整備を図った。男女別色分け等はしていない。幼児教育のときから、教育の場で男女平等を推進する教育を実践している。

〔課題・改善点・自己評価〕 職員の意識も変わり、少しずつ教育の場に性差を意識しない教育が浸透している。自己評価80% (学校教育課)

基本目標2 男女の人権を尊重しあい、性によって差別されることがない関係づくり

平成18年4月から、DVやセクハラ、性犯罪、ストーカーなど、性に基づく人権侵害等について、問題の解決に取り組むため苦情処理委員を設置する。平成17年度は、啓発カードの作成など苦情処理委員設置のための準備を行った。福岡法務局、人権擁護委員による女性の人権ホットラインについて周知を図った。

〔課題・改善点・自己評価〕 多くの住民に知ってもらうように周知方法について検討する必要がある。自己評価80% (人権・同和政策課)

基本目標3 男女がお互いの能力を認めあい、多様な社会参画を促していく環境づくり

月に1回定例の育児相談を実施。その他、随時電話・面談での相談を受けている。

(定期育児相談：延べ516組参加、随時育児相談：1,100件)

〔課題・改善点・自己評価〕 自己評価80% (健康課)

基本目標4 さまざまな分野で男女が共に支えあい、活力にあふれた男女共同参画の社会づくり

男女共同参画審議会においては、クオータ制を導入している。(学識経験者：女性2人、団体推薦：女性3人・男性4人、町民公募：女性3人・男性3人、計 女性8人、男性7人=15人で構成)

〔課題・改善点・自己評価〕 課内で所管している審議会においては、クオータ制を導入し、適正な男女比となっている。今後も、引続き行っていきたい。町全体の審議会への女性参画率が低いため、今後は参画率の向上に向けた周知等を図る必要がある。自己評価50% (人権・同和政策課)

基本目標5 少子高齢化の中で男女が互いに助けあい、安心して暮らせる生活づくり

平成13年度より公開保育を実施。子育て支援センター事業の中で父親の参加を呼びかけた。月1回日曜日に父親参加の事業を計画実施した。

〔課題・改善点・自己評価〕 自己評価70% (福祉課)

基本目標6 男女共同参画社会の実現を確かめあい、推進していくための体制づくり

那珂川町職員自主研究活動促進要綱に基づき、女性職員グループの活動を支援した。

①グループ 保育士3人、目的 地域福祉サービス テーマ「一人ひとりを大切にする保育」

②グループ 女性職員3人、目的 女性職員の活性化 テーマ「よりよい男女共同参画のまちづくり」

市町村職員研修所 女性職員の研修派遣 11名

①階層別研修 新採研(2人)・1部研修(2人)・2部研修(1人)・3部研修(1人)

②スキルアップ研修 対人関係能力研修、クレーム対応、アカウントビリティ、OA研修

③実務研修 税徴収事務研修

市町村アカデミー研修に女性職員を派遣した。

①自治政策課題研修「はばたけ女性リーダー」 7泊8日 1人、

②専門実務研修「秘書事務研修」3泊4日 1人

〔課題・改善点・自己評価〕 自己評価70% (総務課)

DV(ドメスティック・バイオレンス)を防止する法律をご存知ですか？

平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成16年12月には法律の一部を改正する法律が施行されました。

これらの法律は、配偶者（事実婚、元配偶者も含む）から暴力を受けている人を保護する目的の法律です。

配偶者からの暴力は身体的暴力だけでなく、精神的、性的暴力等も含まれる事が定義され、配偶者からの暴力が犯罪行為を含む重大な人権侵害であることも明示されました。

配偶者間のことでも、刑法に規定されている傷害や暴言が行われれば、それは「犯罪」となります。

ドメスティック・バイオレンスに関する



Q ドメスティック・バイオレンスの暴力はどんなものがあるのですか？

A あらゆる形の暴力が含まれます。大きくは以下のとおりです。

[身体的暴力] 殴る、蹴る、髪をひっぱる、首を絞める、物を投げる、けがをしているのに病院に行かせない など。

[精神的暴力] 口汚くののしる、外出・電話を制限する、無視する、脅かす、交友関係を監視する など

[性的暴力] セックスを強要する、避妊に協力しない、無理にポルノを見せる など

[経済的暴力] 生活費を渡さない、外で働かせない、借金をさせる など

[子どもを利用した暴力] 子どもに暴力をふるう、子どもに悪口を吹き込む、子どもを取り上げると脅す など



Q 夫からDV被害を受けました。夫が近寄ってこないようにしたいんですけど……。

A 裁判所に申し立てると、加害者に対し保護命令が出されます。（更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに限ります。）

保護命令は2つの種類があります。命令に違反すれば、1年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処せられます。

接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。期間は6ヶ月です。（被害者と同居する未成年の子どもも対象になります。）

退去命令

加害者に、被害者とともに住む住居から退去することを命じるものです。期間は2ヶ月です。

クイズ

問1……女性は、「学ぶこと」「考えること」「感じること」「働くこと」「遊ぶこと」の全てにおいて、男性と同じ能力を持って生まれる。

○ か ×

問2……「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方に、約45%の人が日本では賛成（平成16年実施）しているが、スウェーデンではこの考え方に反対しているのは、どのくらいの割合になりますか？

A : 20% B : 45% C : 70% D : 90%

問3……世界のほとんどの国でも女性の給料の方が男性よりも低いが、日本で働いている女性の一般労働者の給料は男性の一般労働者の給料を100とするとどれくらいになりますか？

A : 17% B : 37% C : 67% D : 87%

問4……日本では国会議員にしめる女性の割合は世界の国の中では何位ぐらいに位置しますか？

A : 10位以内 B : 30位以内 C : 50位以内 D : 90位以降

問5……日本では男18歳、女16歳と結婚できる歳が違いますが、世界的に見て、結婚できる年齢に男女差があることは普通のことか？

○ か ×

問6……日本では女性が総理大臣になったことはない。

○ か ×



(○) 9問 (×) 5問 (D) 4問 (C) 3問 (D) 2問 (○) 1問

男女の皆様が地域を越えて情報を交換しネットワークをつくるために
利用する施設の紹介

福岡県男女共同参画センターあすばる

〒 816-0804 住所 春日市原町3-1-7クローバープラザ内
電話 092-584-3739 FAX 092-584-1262
開館時間 9:00~21:00 (平日) 9:00~17:00 (日曜・祝日)
休 館 第4月曜日を除く月曜日(祝日にあたる日はその翌日)、年末年始

福岡市男女共同参画推進センター・アミカス

〒 815-0083 住所 福岡市南区高宮3丁目3-1
電話 092-526-3755 FAX 092-526-3766
開館時間 9:30~21:30 (平日) 9:30~17:00 (日曜・祝日)
休 館 毎月第2火曜日及び最終火曜日(祝日にあたる日はその翌日)、
年末年始

相 談 窓 口

	所在地	受付時間	電話
「DV相談」 筑紫保健福祉環境事務所	大野城市白木原3丁目5-25	平日 8:30~17:15	092-513-5626
「労働」 福岡中央労働基準監督署	福岡市中央区長浜2-1-1	平日 8:30~17:15	092-761-5605
「男女の雇用均等」 福岡労働局雇用均等室	福岡市博多区博多駅東 2-11-1福岡合同庁舎新館	平日 8:30~17:15	092-411-4894
「総合相談」 福岡県男女共同参画センター あすばる相談室	春日市原町3-1-7	休館日を除く毎日 9:30~16:00 休日を除く金曜日のみ夜間も可 18:00~20:30	092-584-1266
「人生相談」 福岡法務局筑紫支局	筑紫野市二日市中央5丁目 14番7号	平日 8:30~17:15	092-922-2881
(月・水・金の9:00~16:00は人権擁護委員が相談を受け付けます)			
「心配ごと相談」 那珂川町社会福祉協議会	那珂川町大字西隈66-3	(第1.2.3.4水曜日) 10:00~15:00	092-952-4565 092-952-7321
要予約 当日の午前9時以降に申し込みください。			

	受付時間	電話
「家庭問題・女性への暴力」		
ちくし女性ホットライン	10:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)	092-513-7335
女性への暴力ホットライン	19:00~21:00 毎週水曜日(祝日を除く)	092-725-7497
犯罪被害者相談電話 ミス・リリーフ・ライン(福岡県警)	9:00~18:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)	092-632-7830

問い合わせ先 那珂川町人権政策課 092-953-2211